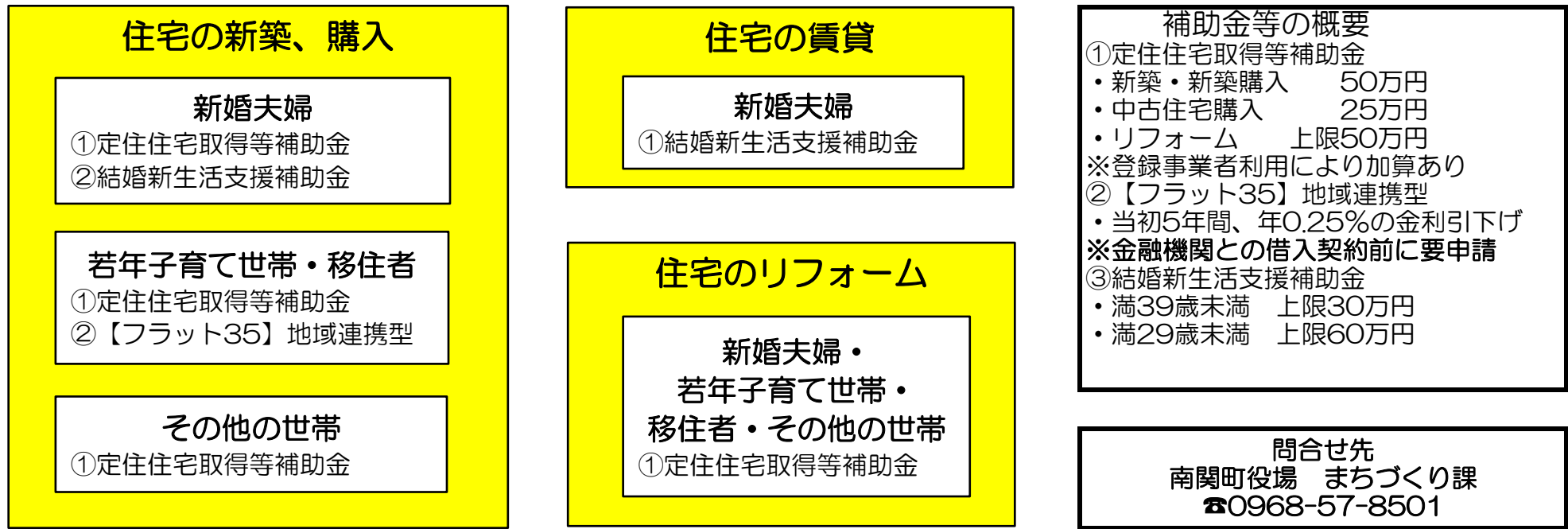


定住住宅取得等補助金、結婚新生活支援補助金、住宅ローン【フラット35】地域連携型の関係図

- ◆基本要件
- ①世帯内に満65歳以下の者がいること
 - ②住宅の取得（新築・購入・リフォーム・賃貸）に係る契約者が申請者であること
- ◆用語解説
- ①新婚夫婦・・・令和3年1月1日～令和4年2月28日までに結婚した夫婦
（夫婦の年齢がともに満39歳以下、夫婦の直近の合計所得が400万円未満）
 - ②若年子育て世帯・・・夫婦の年齢がともに満39歳以下で、同居する中学生以下の子を扶養している世帯
 - ③移住者・・・南関町に転入して1年未満の者
 - ④その他の世帯・・・上記①～③に該当しない世帯



※上記については、補助金等の主な条件を区分したもので、補助金交付を確約するものではありません。